

ソルベンシー・マージン情報(単体)

単体ベースのソルベンシー・マージン比率

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：百万円、%)

区分		2024年度末	2025年度末	増減
Tier1適格資本の額 (B)－(C)	(A)	—	553,825	—
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	—	558,795	—
算入制限のないTier1資本調達手段の額		—	4,903	—
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		—	96	—
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		—	553,795	—
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	—	4,969	—
Tier2適格資本の額 (E)－(F)－(G)	(D)	—	525	—
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	—	525	—
Tier2資本調達手段の額		—	—	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		—	525	—
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	—	—	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	—	—	—
適格資本の額 (A)+(D)	①	—	554,351	—
生命保険リスクの額	(a)	—	77,096	—
損害保険リスクの額	(b)	—	19,243	—
巨大災害リスクの額	(c)	—	38,541	—
市場リスクの額	(d)	—	188,444	—
信用リスクの額	(e)	—	5,234	—
オペレーショナル・リスクの額	(f)	—	7,856	—
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	—	—	—
分散効果の額	(h)	—	86,176	—
非保険事業に係る所要資本の額	(i)	—	—	—
所要資本の額(税効果考慮前)	(j)	—	250,240	—
(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)+(i)		—		
所要資本の税効果の額	(k)	—	56,053	—
所要資本の額(税効果考慮後) (j)－(k)	②	—	194,186	—
ソルベンシー・マージン比率 ①／②×100		—	285.4%	—

(注) 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)及び第 87 条(通常の予測を超える危険に対応する額)並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

ソルベンシー・マージン情報(連結)

連結ベースのソルベンシー・マージン比率

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：百万円、%)

区分		2024年度末	2025年度末	増減
Tier1適格資本の額 (B)－(C)	(A)	—	636,595	—
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	—	652,455	—
算入制限のないTier1資本調達手段の額		—	4,903	—
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		—	96	—
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		—	647,455	—
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	—	15,859	—
Tier2適格資本の額 (E)－(F)－(G)	(D)	—	11,409	—
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	—	11,409	—
Tier2資本調達手段の額		—	—	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		—	11,409	—
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	—	—	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	—	—	—
適格資本の額 (A)+(D)	①	—	648,005	—
生命保険リスクの額	(a)	—	77,361	—
損害保険リスクの額	(b)	—	64,371	—
巨大災害リスクの額	(c)	—	51,427	—
市場リスクの額	(d)	—	157,882	—
信用リスクの額	(e)	—	30,434	—
オペレーショナル・リスクの額	(f)	—	16,058	—
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	—	—	—
分散効果の額	(h)	—	130,756	—
非保険事業に係る所要資本の額	(i)	—	—	—
所要資本の額(税効果考慮前)	(j)	—	266,779	—
(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)+(i)		—		
所要資本の税効果の額	(k)	—	56,065	—
所要資本の額(税効果考慮後) (j)－(k)	②	—	210,713	—
ソルベンシー・マージン比率 ①／②×100		—	307.5%	—

(注) 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)及び第 87 条(通常
の予測を超える危険に対応する額)並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

ソルベンシー・マージン比率について

●損害保険会社および損害保険会社グループは、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。

●そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。なお、単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。また、連結ベースの比率とは、グループ全体の資本・リスクを対象にして算出した比率のことです。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（％）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

◇適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。具体的には、以下の2つの階層（Tier）に分類されます。

- ① Tier1適格資本：継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。
- ② Tier2適格資本：会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

◇所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。損害保険会社が抱えるさまざまなリスク要因を想定して計算されます。具体的には、以下のリスクで構成されます。

- ① 生命保険リスク：生命保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ② 損害保険リスク：損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ③ 巨大災害リスク：巨大災害により生命保険契約等及び損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
- ④ 市場リスク：実際の市場変動が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（信用に係る危険を除く）
- ⑤ 信用リスク：保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険
- ⑥ オペレーショナル・リスク：業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により生じ得る危険

●この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていますため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

●2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。